

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会役員等表彰基準

1 目的

この基準は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等及び職員の表彰について必要な項目を定め、もって社協事業の推進への功労に報いることを目的とする。

2 表彰の種類

表彰の種類は、役員等感謝状及び職員表彰状の贈呈とする。

3 役員等感謝状の贈呈

役員等感謝状は、次の各号の一に該当するものに贈呈する。この場合において該当する事項が重複又は継続する場合には、次に掲げる順序により贈呈をおこなうものとし、市職員は除くものとする。

- (1) 社協役員として2年以上その職にあった者。ただし、選出母体の任期到来に伴う退任にあつては、1年以上その職にあった者。
- (2) 社協評議員として5年以上その職にあった者。
- (3) 社協の附属機関の委員として5年以上その職にあった者。
- (4) 社協事務局長として3年以上その職にあった者。(次項に該当する者を除く。)

4 職員表彰状の贈呈

職員表彰状は、社協職員として満20年以上勤務し、その成績が優良であった者に贈呈する。

5 贈呈の方法

被贈呈者に対しては、感謝状及び表彰状に添えて記念品を贈るものとする。

6 贈呈の時期

贈呈の時期は、原則として退任（職）時におこなうものとする。

7 在職年数の算定

- (1) 在職年数の算定に当たって、1月未満の端数があるときは、これを1月として算定する。
- (2) 第3項の規定の適用に当たっては、該当事項が継続する場合においては、その継続する期間は通算するものとする。

8 実施期日

この基準は、平成8年10月1日から実施する。